2022年9月 VOL.24

小林勝哉
社会保険労務士事務所
事務所通信と最新情報

本号の内容

中小企業の賃上げへ
業務改善助成金の活用を

社会保険の適用

産後パパ育休
（出生時育児休業）が施行

中小企業の賃上げへ 業務改善助成金の活用を

～ウェブ会議システムによる業務改善も～

2022年10月1日から全ての労働者に適用される「最低賃金」が全国平均で31円アップの961円（時給）となります。
中小企業では、賃上げとそのための生産性向上を図る設備投資などを支援する「業務改善助成金」を活用することが有効です。2022年度の申請期限は2023年1月31日までとなっています。また同一年度に2回まで受給できます。
助成の対象となる設備投資は幅広く、テレワークで普及が進んだウェブ会議システムの導入、外部講師による従業員への研修にも活用できます。
当事務所では、厚生労働省　労働基準局　賃金課とも情報交換しながら、各企業の処遇改善へのご支援を行っております。どうぞご安心してご相談ください。

産後パパ育休
(出生時育児休業)が施行

子育てについて、夫婦で対話を深める秋に

産後パパ育休（出生時育児休業）が創設され、2022年10月1日から始まります。
施行に向けて企業において制度化や説明が進められていますが、社員の皆様においても制度の理解も進んできたようです。
私たち一人一人が、未来の宝であるお子様の未来を拓く子育てについて、夫婦で対話を深める秋にしていきたいものですね。
育休中は、雇用保険から休業前賃金の67％相当の給付金が支給されます。育児休業取得が、パパの最初の仕事です。どうぞ安心して、休暇を取得してください。
当事務所では、社員のみなさまが働きやすい環境づくりのため、多様な働き方の制度導入のご支援を行っております。
ご一緒に、社員の笑顔溢れる職場作りを進めてまいりましょう。

社会保険の適用

2022年10月1日から、パートタイマーなどの短時間労働者の社会保険適用が拡大され、対象となる事業所の規模が「従業員数501人以上」から「従業員数101人以上」まで広がります。
これにより将来の年金額が増え、健康保険が充実する利点があります。人生100年時代のライフプランを安心して構築していけるようになりますね。

小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837
東京都新宿区納戸町33 東京左官会館3階
TEL ： 03-6228-1336
FAX ： 03-3269-2737